

「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書

これまでの農畜産物の輸入拡大路線の中で、エネルギー・生産資材等の価格高騰が続いている。また、農業者の減少・高齢化の進行、そして1月1日に発生した令和6年能登半島地震のような天災や昨夏の高温・干ばつなどの異常気象が常態化している。

佐渡における食料供給事情は大変深刻で、その多くを島外からの供給に頼っており、万一、食料供給困難事態となれば島内需要に対する供給不足が懸念・想定される。

日本国内全体においても、食料自給率が38%と低い中、食料供給困難事態での対策強化ではなく、平時での大胆、かつ機転の効いた国内農産物の安定生産に努力すべきである。

不測時の食料供給確保のための新たな法制度ではなく、平時の食料生産を今ある集落営農、家族的農業など地域の営農基盤を活かした国内農産物の安定生産に重きをおいた施策が食料供給困難事態での対策強化につながるものである。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 平時の食料生産を今ある集落営農、家族的農業など地域の営農基盤を活かした国内農産物の安定生産に重きをおいた財政措置を含め、更なる施策の立案・実施をすること。
- 2 「食料供給困難事態対策法案」は国民の毎日の食料にかかわる重要な事項であることから、拙速な審議で採決をするのではなく、その内容と経過を国民に十分周知すること。また、必要に応じて、「食料・農業・農村基本法」の更なる改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月1日

新潟県佐渡市議会議長 金 田 淳 一